

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。
一部ウェブサイトから予約できる相談もあります。詳しくは市ウェブサイト
(都市魅力課のページ) をご覧ください (右図からもアクセスできます)。



今月の相談

| | 相談名 | とき | ところ | 予約・その他 |
|----------|----------------------------|---|--|---|
| くらし | 法律相談 | 毎週水曜日(祝日は除く)、 午後1時～4時 第1・3水曜日(祝日は除く)、 午後1時～4時 | 市役所2階市民相談室 金剛連絡所2階 | 要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※同年度内で2回利用可(同一案件の相談は不可)。 ※ウェブ予約も可。 |
| | 市民相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分 毎週水曜日(祝日は除く)、 午後1時～4時 | 市役所2階7番窓口 金剛連絡所1階 | 電話相談も可(内線182、184) 事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】 |
| | 行政相談 | 17(木)、午後1時～4時 | 市役所2階市民相談室 | 国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 電話相談も可(内線182) |
| | 司法書士相談 | 15(火)、午後1時～4時 | 市役所2階市民相談室 | 要予約(内線182)、定員6人 ※同年度内で1回利用可。 |
| | 日本政策金融公庫相談 | 9(火)、午後1時30分～3時30分 | 商工会館2階 | 要予約【☎(25)1101】 |
| | 消費生活相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～正午、午後1時～4時 | 市消費生活センター (市役所2階市民相談室横) | 電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】 |
| 人権 | 人権なんでも相談 | 25(金)、午後1時～4時 | すばるホール4階秀月の間 | 人権擁護委員による相談、電話相談も可(内線474) |
| | 人権相談・生活相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時 | とんぼる TONPAL 1階 | 事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】、市人権協議会相談 員による相談 ※土・日曜日(年末年始は除く)は職員が対応し、 相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。 |
| | 外国人市民相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前10時～午後4時 | とんぼる TONPAL 2階 | 多言語で相談可【☎(55)2018】、とんだばやし国際交流協会 相談員による相談 ※土・日曜日(年末年始は除く)は職員が対 応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。 |
| | 女性の悩み相談 | ①1(火)、午前9時30分～午後0時30分、1時 30分～3時30分、②10(木)、午前10時30分～ 午後0時30分、1時30分～3時30分、③19 (土)、午前9時30分～11時30分 | 男女共同参画センターウィズ (TONPAL 2階) | 電話相談も可、要予約【☎(23)0030】、女性カウンセラーに よる相談、定員は①は5人、②は4人、③は2人 |
| | 女性のための電話相談 | 25(金)、午後1時30分～4時 | — | 電話相談のみ【☎(23)0567】、女性相談員による相談 |
| | にじいろホットライン | 第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時 | — | 電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談 |
| 子育て | 保育士による育児相談 | 第2・4金曜日(祝日は除く)、 午後1時～3時 | レインボーホール (市民会館)2階 | 要予約【☎(26)1233】、定員3組 |
| | ひとり親家庭相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分 | 市役所4階子ども政策課 | 要予約、電話相談も可(内線204) |
| | 児童家庭相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分 | 市役所4階子育て応援課 | 電話相談も可(内線206～209) |
| | 発達相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分 | 市役所4階子育て応援課 | 要予約、電話相談も可(内線209) |
| | 子育て相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時 | 児童館 | 電話相談も可【☎(25)0666】 |
| 健康・福祉 | 健康相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分 | 保健センター | 要予約【☎(28)5520】 健診結果の見方や生活習慣病、栄養、禁煙などについての相談 |
| | 福祉なんでも相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分 | 総合福祉会館、市役所4階 23番窓口、金剛連絡所2階 | コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による福祉に関する あらゆる相談 |
| | 自立支援相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分 | 市役所4階23番窓口、金 剛連絡所2階 | 電話相談も可(内線274) |
| | こころの電話相談 | 毎週水曜日(祝日は除く)、 午前10時～午後3時30分 | — | 電話相談のみ【☎(25)8264】 |
| 仕事 | 工商相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分 | 商工会館2階 | 経営指導員などによる相談【☎(25)1101】 |
| | 農業相談 | 4(金)、5/2(金)、午後1時～3時 | すばるホール4階農業委員会 | 事前予約も可(内線431) |
| | 就労支援相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時 | 市就労支援センター (TONPAL 1階) | 就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】 |
| | お出かけ就労支援相談 | 22(火)、午後1時30分～4時 | 金剛連絡所2階相談室 | 就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】 |
| | 労働相談 | 10(木)、午後2時～5時 | 市役所2階市民相談室 | 当日電話相談も可(内線199)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労 働相談も可)。 ※ウェブ予約も可。問い合わせ(内線481) |
| | 若者の就労・自立相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前10時～午後5時 | 南河内地域若者サポートス テーション | 要予約、南河内地域若者サポートステーション(常盤町3の17 の501)【☎(26)9441】 |
| その他 | 若者お悩み相談 | 祝日を除く毎日、午後5時30分～9時 | トピック | ロピースタッフによる相談 |
| | ひきこもり相談 | 24(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時 | トピック | 要予約【☎(26)8056】、定員各1人 |
| | 進路相談(奨学金) | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分 | 市役所4階教育指導室 | 当日電話相談も可(内線363、364) |
| | チャイルドライン | 毎日、午後4時～9時 | チャイルドライン支援セン ター | 18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。 |
| 市民公益活動相談 | 月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後9時 | 市民公益活動支援センター | 要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。 | |

とんぼる TONPAL = 多文化共生・人権プラザ(若松町一丁目7の1)

🕒=とき、📍=ところ、📄=内容、👤=対象者、👥=定員、💰=費用、🎒=持ち物、📩=申し込み、🗨️=問い合わせ

保健医療

子育て

相談

くらし

くらし



講座・催し

ほんわかテントカフェ

🕒 4月16日(水)、午後1時30分～3時
📍 かがりの郷 (当日直接会場へ)
👤 認知症の人、認知症に関心のある人
💰 100円
🗨️ 第2ほんわかセンター【☎(25)8205】

3 B体操～運動が苦手な人でも大丈夫！～【前期】

🕒 5月13日～9月9日の第2・4火曜日、午前10時～11時30分 (全9回)
📍 総合福祉会館

👤 市内在住で60歳以上の人、ひとり親家庭の親および子、障がい者手帳を有する人
👥 20人 💰 無料

🗨️ 4月10日(水)、午前10時～、電話で、総合福祉会館へ (申し込み先着順)

府要約筆記者養成講座

🕒 6月8日(日)～12月7日(日)(全21回)
※詳しい日程についてはお問い合わせください。
📍 場府立福祉情報コミュニケーションセンター

📄 手書きコース、パソコンコース
👤 府内在住・在勤・在学で要約筆記者として活動する意思のある人
👥 各コース12人 (受講判定試験を実施)

💰 無料 (教材費実費)
🗨️ 府ウェブサイト(大阪府要約筆記者養成講座)で検索または障がい福祉課(内線192)に備え付けの申込書に必要事項を記入し、5月6日(振休)(消印有効)までに郵送で、〒537-0025大阪市東成区中道一丁目3の59 同センター3F(要約筆記)NPO 法人大阪府中途失聴・難聴者協会へ 場府民お問合せセンター【☎06(6910)8001】

朗読講座 (初級)

🕒 5月～令和8年3月の第2水曜日 (8月13日は除く)、午前10時～正午 (全10回)
※2月11日(祝)は2月4日(水)に変更します。

📍 総合福祉会館
👤 市内在住・在勤で、ボランティア活動に関心があり、同講座を初めて受講する人

👥 15人
💰 1320円 (テキスト代)
🗨️ 4月9日(水)、午前10時～、電話で、総合福祉会館へ (申し込み先着順)



相談

【外国人市民向け】 通訳付き無料労働相談

📍 職場での労働条件や賃金、残業代などの未払い、職場のいじめなどについて、日本語が分からない外国人市民が相談できるよう、「通訳付き」の労働相談をします。

🗨️ 昼間相談日
🕒 6月、8月、10月、12月、2月の第2木曜日の午後2時～5時
🗨️ 夜間相談日

🕒 5月、7月、9月、11月、1月、3月の第2木曜日の午後6時～8時
※第2木曜日が祝日の場合などは、翌日などに変更します。

📍 場市役所2階市民相談室
※通訳は、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語に対応できます。

🗨️ 4月7日(月)～、商工観光課 (内線481) へ (申し込み先着順)
※希望者は相談日の1週間前までに予約してください。

※右図からも申し込みできます。



働くことに関する無料相談

「子どもの手も離れてきたし、そろそろ働きたい」「なかなか仕事が決まらない」「働きたいけど何から始めていいのかわからない」など就職について悩みのある人を対象に、就労支援コーディネーターによる無料相談を実施しています。

また、月1回 (原則、第4火曜日)、金剛連絡所で出張相談「お出かけ就労支援相談」も実施していますので、ぜひご利用ください。詳しくは、右表「今月の相談」をご覧ください。
📍 場市就労支援センター【☎(24)3700・FAX(25)5952】

福祉なんでも相談会【4月】

| | とき | ところ |
|--------|---------------|------------|
| 17日(水) | 午後1時30分～2時30分 | かがりの郷 |
| 22日(火) | 午後3時～4時 | 新堂小学校(※1) |
| 24日(木) | 午後2時30分～3時30分 | 喜志西小学校(※1) |
| 28日(月) | 午後3時～4時 | 向陽台小学校(※1) |
| 30日(水) | 午後3時～4時 | 富田林小学校(※1) |

※いずれも当日直接会場へ。
(※1) 小学校はMINAYORUで開催します。

※電話やLINEでの相談もできます。LINE相談窓口は右図をご覧ください。



👤 困りごとがある人や地域の事を相談したい人など
📍 場市社会福祉協議会【☎(25)8200】

女性のための電話相談

4月より、毎月第4金曜日、午後1時30分～4時に実施します。

🕒 4月25日(金)、午後1時30分～4時
📞 電話番号【☎(23)0567】

※この電話相談以外にも、「女性の悩み相談」を実施しています。詳しくは右表「今月の相談」をご覧ください。
📍 場TONPAL(多文化共生・人権プラザ)



国民健康保険

国民健康保険料は 6月～3月の10回で納付

令和6年度の保険料は、第10期分（令和7年3月31日納期限）で納付が終了します。

令和7年度の保険料については、6月に決定通知書を送付します。通知書がお手元に届きましたら、内容をご確認の上、6月以降に納付をお願いします。

保険料の納付には、納め忘れの少ない口座振替をお勧めしています。
閤保険年金課（内線552）



上下水道

私道における下水道整備

本市では、トイレの水洗化、生活雑排水の適正な処理を図るため、一定の条件に該当する私道について、土地所有者および沿道の皆さんの申請により、市の費用で公共下水道管を敷設し維持管理をします。

●主な敷設条件

- ・公共下水道の事業計画区域にあり、その一端が公共下水道に接続可能なこと
- ・原則として幅員0.9m以上で一般の通行に使われており、下水道管を敷設できること
- ・公共下水道を利用する建物が2戸以上あること（同一敷地で同一所有者の建物は1戸になります）
- ・公共下水道を利用することになる全ての人が公共下水道管の敷設を要望していること
- ・土地所有者が公共下水道管の敷設および利用することとなる人の使用を承諾していること

閤下水道課（内線268）

公共下水道が使えます

3月31日より、次の各地域のうち、すでに公共ますなどが設置されている世帯については、新たに公共下水道（汚水）が使えるようになりました。

対象地域 宮町一丁目、喜志町三丁目、桜井町二丁目、山中田町一丁目、伏山一丁目、錦織東一丁目、錦織北二丁目、錦織南二丁目、彼方、北大伴町一・三丁目、廿山二丁目、中野町一丁目、中野町西一丁目、寿町四丁目の各一部

●1日も早く水洗化工事を

公共下水道が使える地域の皆さんはトイレや風呂、台所、洗濯などの家庭から出る排水を公共下水道に流さなくてはなりません。そのためトイレの水洗化や生活雑排水を公共下水道に流すための改造・接続工事をしてください。

工事に必要な費用については、水洗便所改造工事資金助成および無利子の融資あっせん（法人は対象外）をしていますのでご利用ください。
※工事は必ず本市の指定する排水設備工事指定業者に依頼してください。

●下水道に切り替えると

清潔な水洗トイレを使用でき、また溝へ汚れた水を流さなくなるので街の美化や川の水質改善にもつながります。既に公共下水道が整備されている区域で、まだ水洗化工事を行っていない世帯の皆さんも、この機会に水洗化工事をしていただくようお願いいたします。

閤下水道課（内線268）

水道を長期間未使用の場合 はご注意ください

大型連休などで長期間留守にした、転入・転居されて長く使用していなかった水道を初めて使ったりする場合は、念のため最初のバケツ1杯程度の量を飲み水以外にお使いください。

閤大阪広域水道企業団富田林水道センター【☎(24)1202】



募集

学習支援ボランティア募集

小学生を対象とした放課後学習支援「とんとんスタディ」に参加していただけるボランティアを募集します。

活動期間 6月～令和8年3月

㊩小学生の学習支援に関心のある大学生

閤生涯学習課【☎(26)8056】

※詳しくは、市ウェブサイト（生涯学習課のページ）をご覧ください。



講座・催し

健康体操～体力UP! 音楽に乗せて♪～【前期】

㊦5月14日～9月24日の水・土曜日、①水曜日の部＝午後1時30分～3時、②土曜日の部＝午前9時30分～11時

※いずれも月2回、全10回。

場総合福祉会館

㊩市内在住で60歳以上の人、ひとり親家庭の親および子、障がい者手帳を有する人 定各35人 料無料

㊦①は4月9日(水)～、②は10日(木)～、いずれも午前10時～、電話で、総合福祉会館へ（申し込み先着順）
※①②の重複受講はできません。

おれんじパートナー交流会

認知症ケアの情報交換や介護経験者の話から、解決のヒントを見つけませんか。



㊦4月23日(水)、午後1時30分～3時
場すばるホール3階会議室

㊩認知症の人やその家族、認知症サポーター、地域で認知症ケアを進めていきたい人、認知症に関心のある人など

定18人(当日直接会場へ) 料100円
閤井尻さん【☎090(3996)0071】



税

土地・家屋の評価額の比較と課税台帳の閲覧ができます



①縦覧帳簿の縦覧

①土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者
家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

②課税台帳の閲覧

①納税義務者、借地人、借家人
※納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。
②①4月1日(火)～6月2日(月)、②4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
※土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分

縦覧・閲覧に必要な書類など

- ・本人確認ができる書類（納税通知書や運転免許証など）
- ・代理人の場合は委任状
- ・法人名義の物件については、代表印の押印のある委任状または申請書
- ・借地人、借家人は権利関係と有償であることを示す書類

縦覧・閲覧場所

課税課（内線113～116）

市・府民税の反映には4月11日(金)までに確定申告書の写しの提出を

3月18日以降に確定申告を提出した人は、以下の影響がでる場合がありますので、影響を軽減するためにも、確定申告後、その写しを課税課宛てに郵送で、提出してください。

- ・副業の収入の情報が勤務先に通知される
- ・確定申告書の内容が反映されていない納税通知書が発送、市・府民税証明書が交付される
- ・国民健康保険料、介護保険料などの保険料の算定に影響が出るなど

閏課税課（内線111、112）

市税の滞納整理を強化中！

本市では、令和6年度分の市税を含め納税催告、滞納処分を集中して実施しています。今後も滞納者に対して、必要に応じ財産差し押さえなど、厳しい措置をとることとしています。また、納付期限までに納めなかった場合は、督促手数料や延滞金が加算された金額を納めなければなりませんので、納付期限までに納めてください。

閏収納管理課（内線121～124）

市税の納付が便利に！

納付書表面に印字された地方税統一QRコードを利用することで、納付書裏面に記載のある金融機関に加え、全国の地方税統一QRコード対応金融機関でも納付できます。地方税共同機構が開設している「地方税お支払サイト」による、スマホやパソコンを使った納付方法もあります。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

利用できる支払方法

クレジットカード払い（「地方税お支払サイト」を利用）、インターネットバンキング（「地方税お支払サイト」を利用）、各種モバイル決済サービス ※支払方法によっては別途手数料が必要です。

納付できる税目

市・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

領収証書は発行されません

「地方税お支払サイト」や各モバイル決済サービスで納付された場合、領収証書は発行されません。領収証書や納付後すぐに納税証明書（車検用など）が必要な場合は、金融機関・市役所の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

※詳しくは、市ウェブサイト（収納管理課のページ）をご覧ください。



閏収納管理課（内線121～124）



国民年金

産前産後一定期間の国民年金保険料を免除

①国民年金第1号被保険者

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前より6カ月間）

②出産予定日の6カ月前より、基礎年金番号がわかる書類、母子健康手帳などを持参し、保険年金課（内線153、154）へ

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された人を含みます）。

会社などを退職した皆さんへ

日本に住んでいる20～60歳の人で、会社を退職して厚生年金保険の資格が喪失した人や、その人に扶養されている配偶者は、国民年金加入の手続きが必要です。

基礎年金番号がわかる書類と退職年月日を確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）を持って、保険年金課（市役所⑧番窓口）へお越しください。

マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルアプリから電子申請ができます。

なお、所得が少ない場合や、失業により国民年金保険料を納付することが困難になった場合、申請をして承認されると保険料が全額、または一部免除（一部納付）される制度や、50歳未満の人を対象に保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。詳しくはお問い合わせください。

※申請者本人と配偶者や世帯主の所得により審査があります。

閏保険年金課（内線153、154）